記 者 発 表 資 料

令和４年 12 月 21 日
広島県教育委員会

教職員の懲戒処分等について

令和４年 12 月 21 日付けで，次のとおり，懲戒処分等を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
西条農業高等学校 教諭 澤井（さわい）　晃（あきら） （52 歳）	懲戒 免職	令和４年８月 11 日（木），広島市内の宿泊施設において，被害少女に対し，当該少女が 18 歳未満であることを知りながら，児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に違反する行為を行い，同年 10 月 18 日（火）に逮捕され，同年 11 月７日（月）に罰金 50 万円の略式命令を受けた。 このことは，教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に違反する行為であり，信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第 33 条の規定に違反する。
県立学校 教諭 （33 歳）	懲戒 免職	令和４年６月 20 日（月），東広島市内の宿泊施設において，被害少女に対し，当該少女が 18 歳未満であることを知りながら，わいせつな行為を行った。 このことは，教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に違反する行為であり，信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第 33 条の規定に違反する。

上記の県立学校の校長に対しては，「厳重注意」の行政措置を行うこととしました。

【担当】
教職員課　県立学校人事係長　中西　正典
（内線）4922
（直通電話）082 - 513 - 4922
（e-mail）kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp